平成２４年（フ）第１６６号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目14番17号　マンション太陽101号、前住所鹿児島県肝属郡錦江町田代麓311番地５
債務者　久保　直人
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
青森県上北郡横浜町字百目木11番地
債務者　川崎　長八
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
青森市造道３丁目２番12号
債務者　一戸　則子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
和歌山市船所134番地
債務者　吉田　義行
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３０号
和歌山市三沢町４丁目12番地の２　高千穂第四団地701号
債務者　宮崎　喜臣
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５８号
和歌山市元寺町南ノ丁34番地
債務者　足立　建子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４７２号
和歌山市粟105番地の３
債務者　西村江美子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４７９号
和歌山市吹上１丁目６番６号
債務者　大城　佐枝
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８９号
和歌山市紀三井寺141番地の55　栗山方、住民票上の住所和歌山市中島416番地の70
債務者　柏　　宣子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９３号
和歌山市杭ノ瀬108番地　藤本荘２－１
債務者　柴田　守彦
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５０２号
和歌山市楠見中20番地の１　プチレジデンス202
債務者　岡田　将和
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４７号
和歌山市吉礼776番地の31
債務者　尾地　　希
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４７号
北海道旭川市神居９条10丁目１番３号
債務者　北野　武雄
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４８号
北海道旭川市神居９条10丁目１番３号
債務者　北野眞由美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７３号
北海道旭川市川端町５条８丁目１番５号　ファミール川端Ａ―103号
債務者　猪股　　淳
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７４号
北海道旭川市川端町５条８丁目１番５号　ファミール川端Ａ―103号
債務者　猪股佳世子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部